

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

住宅修理（リフォーム）に関するトラブルに注意

～「保険金を使える」という住宅修理トラブルが増加！！～

住宅修理（リフォーム）に関して、「保険金を使える」といって勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが近年、増加しています。このような勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、保険契約している損保会社または保険代理店に相談するようにして、トラブルの未然防止に努めましょう。



トラブル相談件数は6年間で約9倍に！

日本損害保険協会によると、こうした悪質な勧誘についてのトラブル相談件数は年々増加傾向にあり、2010年は115件だったのに対して2016年は1078件にもなるなど、約9倍に増えていきます。勧誘方法は訪問販売によるものが全体の80%を占め、電話による勧誘販売が17%、通信販売が3%という内訳になっています。また、年齢では、高齢者からの相談が多くなっています。

「保険金で無料になる」など巧みな勧誘に注意！

国民生活センターに寄せられた相談内容の一例を表に挙げてみました。

ほかにも、「損害保険協会からの正式な手続きに基づき～」といった勧誘の言葉による詐欺行為も実際に起きているということです。損害保険協会ではこうしたものに対して正式な手続きを設けておらず、注意が必要です。

■国民生活センターに寄せられた相談例

- 台風で壊れた屋根を保険金で修理しないかという電話勧誘を受け申し込むと、業者から依頼を受けたという調査員が訪問。その後、屋根の写真と修理見積書を用いて保険会社に請求し、保険金全額を修理費として業者の銀行口座に振り込んだ。後日、業者から修理予定日を告げられたが、別の台風の影響により延期になった。その後、具体的な修理日程を業者に何度も問い合わせても分からないと言われ、いつまでたっても修理が行われぬ。
- 保険金を使えば無料で修理ができるなど、自己負担ゼロを強調したものの、保険の支払対象外のため全額自己負担になると言われた。
- 保険申請も代行する、契約書はあとで持ってくるなど、強引な契約を持ちかけ、後日、高額なキャンセル料を請求された。
- 古くなったところも先日の台風のせいにして保険金請求しましょうなど、業者からそそのかされたが、保険会社からは老朽化による損害は保険金支払いの対象外だと告げられた。

まずは保険会社、保険代理店に相談を！

とりわけ、台風や豪雨、大雪、地震などの自然災害が起きたあとにこうしたトラブルが多くなる傾向にあります。住宅修理やリフォームに関して『保険金を使える』と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの契約前に加入先の損保会社または保険代理店に相談するようにしましょう。



「損害保険協会」とは？ 損害保険会社の業界団体で、損害保険事業の健全な発展、信頼性の向上を図り、安心・安全な社会形成に寄与するため、損害保険の普及啓発、理解促進に取り組んでいます。